

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

次の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

専決第5号 平成30年度守口市一般会計補正予算（第5号）

## 専決第5号

### 平成30年度守口市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度守口市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,676,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

**第2条** 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年10月23日専決

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 地方交付税		7,151,344	12,875	7,164,219
	1 地方交付税	7,151,344	12,875	7,164,219
2 国庫支出金		16,058,819	20,730	16,079,549
	1 国庫負担金	13,848,199	13,142	13,861,341
	2 国庫補助金	2,162,421	7,588	2,170,009
3 諸収入		613,035	11,599	624,634
	1 雑入	501,241	11,599	512,840
4 市債		5,647,100	47,400	5,694,500
	1 市債	5,647,100	47,400	5,694,500
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		32,113,659	—	32,113,659
歳 入 合 計		61,583,957	92,604	61,676,561

歳 出

単位：千円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 総務費		5,586,284	10,794	5,597,078
	1 総務管理費	4,709,514	10,794	4,720,308
2 民生費		35,576,711	5,770	35,582,481
	1 社会福祉費	12,324,891	3,961	12,328,852
	2 児童福祉費	12,071,940	1,509	12,073,449
	3 災害救助費	634	300	934
3 衛生費		4,033,443	12,110	4,045,553
	1 保健衛生費	2,331,692	3,694	2,335,386
	2 清掃費	1,663,351	8,416	1,671,767
4 土木費		4,599,148	35,339	4,634,487
	1 道路橋りょう費	751,227	6,135	757,362
	2 都市計画費	3,306,512	18,056	3,324,568
	3 住宅費	54,020	11,148	65,168
5 教育費		2,683,267	28,591	2,711,858
	1 小学校費	1,320,226	22,378	1,342,604
	2 中学校費	487,409	6,072	493,481
	3 社会教育費	13,789	141	13,930
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		9,105,104	—	9,105,104
歳 出 合 計		61,583,957	92,604	61,676,561

第2表 地方債補正  
追加

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借 入 条 件				
				利 率	償還 期間	据置 期間	償還方法	そ の 他
庁舎整備事業費債	300 千円	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	年以内 10	年以内 2	半半年満 年年賦期 賦賦元一 元元利括 利金均償 均均等還 等等償 償償還 還還	市財政その他の都合により、償還期間及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。
淀川河川敷運動広場整備事業費債	300			10	2			

変更

起債の目的	補 正 前								補 正 後									
	限度額	起債の方法	資金区分	借 入 条 件				限度額	起債の方法	資金区分	借 入 条 件							
				利率	償還期間	据置期間	償還方法				そ の 他	利率	償還期間	据置期間	償還方法	そ の 他		
社会福祉施設整備事業費債	23,200	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	7.0	%以内	年以内	年以内	半半年満 年賦元一 元元利括 金均償 均均等還 等償償還 償償還	市財政その他の都合により、償還期間及び措置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。	26,000	補	補	補	補	補	補	補	
ごみ処理施設整備事業費債	3,200			10		2				9,600	正	正	正	正	正	正	正	正
公園整備事業費債	19,800			20		3				34,600	前	前	前	前	前	前	前	前
公営住宅整備事業費債	3,300			20		3				8,600	に	に	に	に	に	に	に	に
道路整備事業費債	101,200			20		3				106,500	同	同	同	同	同	同	同	同
義務教育施設整備事業費債	237,700			25		3				249,900	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ	じ